

平成 31 年度学童クラブ利用申請一斉受付にあたっての主な変更点について

平成 31 年度学童クラブの利用申請一斉受付の実施に伴い、平成 31 年度募集内容から一部を変更しますので、情報提供します。

1 学童クラブ利用申請の一斉受付

平成 30 年 11 月 20 日（火）から 12 月 27 日（木）19 時まで

※ 各児童館（亀沢学童クラブに関しては同学童クラブ）で受け付けます。

2 主な変更点

(1) 学童クラブの新設

（仮称）墨田四丁目分室

所在：墨田四丁目 3 番 10 号（荒川緑地フィールドハウス 2 階部分）

定員：30 名

（仮称）曳舟分室

所在：京島一丁目 28 番 2 号（曳舟小学校内）

定員：25 名

（仮称）両国小学校分室

所在：両国四丁目 26 番 6 号（両国小学校内）

定員：25 名

(2) 学童クラブ利用選考基準の見直し

夜間勤務や土曜日出勤を常態とする保護者が増加していることを受けて、学童クラブ利用選考基準を次のとおり見直し、学童クラブ利用の必要性が高い世帯を適切に選定することとする。

ア 就労時間数の細分化

基準指数の労働時間に「5 時間以上の就労」を新設する。

イ 土曜日勤務

調整指数の類型 11 に「保護者の全員が土曜日勤務調整（月 2 日以上、土曜日（午前 8 時から午後 7 時までの時間帯で 5 時間以上）の就労を常態とし、かつ土曜日育成をしている学童クラブを希望している場合）」を新設する。

【担当】

子育て政策課児童館担当 （内 3 4 6 3）

【学童クラブ利用選考基準見直し】(案)

1 基準指数 (※赤字は追加・変更箇所)

番号	保護者の状況		基準指数 (旧)	基準指数 (新)	
	類型	細目			
1	児童の両親がいない場合で、保護者が就労、疾病等のため適切な育成をすることができないとき、又は児童福祉の観点から区長が特に必要と認める場合		100	100	
2	居宅外労働	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	-	65	
3		週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの	65	60	
4		週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	60	55	
5		週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	55	50	
6		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	-	60	
7		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの	60	55	
8		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	55	50	
9		週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	50	45	
10		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	-	55	
11		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの	55	50	
12		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの	50	45	
13		週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	45	40	
14		平日午後1時から午後6時までの間の就労を常態としているもので番号2から番号13までに該当しないもの	40	35	
15		居宅内労働	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの	-	55
16	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの		55	50	
17	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		50	45	
18	週のうち平日5日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		45	40	
19	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの		-	50	
20	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの		50	45	
21	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		45	40	
22	週のうち平日4日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの		40	35	
23	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち5時間の就労を常態としているもの		-	45	
24	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち4時間以上の就労を常態としているもの		45	40	
25	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち3時間以上の就労を常態としているもの		40	35	
26	週のうち平日3日かつ午後1時から午後6時までのうち2時間以上の就労を常態としているもの	35	30		
27	平日午後1時から午後6時までの間の就労を常態としているもので番号15から番号26までに該当しないもの	30	25		
28	出産	出産予定日の属する月及び当該月の前後それぞれ2月(出産後のみの利用の場合は、出産日の属する月、その翌月及び翌々月)以内のもの	60	60	
29	疾病	入院	入院開始日から1月以上の場合	65	65
30		居宅内	寝たきりの場合	65	65
31			常時安静又は週3日以上通院若しくは通所を要する場合	60	60
32			番号30及び31以外の一般療養の場合	55	55
33	心身障害	身体障害者手帳1級若しくは2級、精神障害者保健福祉手帳1級若しくは2級又は愛の手帳1度、2度若しくは3度を保持するもの		65	65
34		身体障害者手帳3級、4級、5級若しくは6級、精神障害者保健福祉手帳3級若しくは愛の手帳4度を保持するもの又はその他の障害認定を受けたもの		60	60
35	介護・看護	居宅外	介護、看護又は通院等の付添いをするもの(番号2から14までを準用する。)	40~65	35~65
36		居宅内	常時介護又は看護をするもの	60	60

備考

- 1 平日とは、月曜日から金曜日までをいう。
- 2 就学又は技能習得は、就労に準ずるものとして取り扱う。
- 3 夜間就労（午後9時から翌日午前6時までの就労をいう。以下同じ。）をしている保護者が日中に休息をとる場合は、当該夜間就労の時間を日中における就労時間に換算するものとする。
- 4 保護者が複数いる場合には、それぞれの保護者について該当する指数のうち低い方の指数を適用する。
- 5 居宅外の介護、看護等に要する時間は、居宅外労働の就労時間に相当するものとして取り扱う。

2 調整指数

番号	類型	細目	調整指数
1	世帯調整	ひとり親家庭であるとき。	10
2		ひとり親家庭に準ずるものであると認められるとき。	7
3		近隣（自宅からおおむね500メートル以内の場所）に保護者に代わって適切な育成をすることができる親族がいるとき。	-1
4		保護者に代わって適切な育成をすることができる在宅の同居親族がいるとき。	-2
5	学年調整	小学校1年生であるとき。	20
6		小学校2年生であるとき。	6
7	特別支援児童調整	身体障害者手帳1級、2級若しくは3級又は愛の手帳を保持しているとき。	25
8		身体障害者手帳4級、5級若しくは6級を保持しているとき。	23
9		特別支援学級に在籍しているとき。	20
10	通学区域調整	小学校内の学童クラブを利用する当該小学校の1年生であって、当該小学校の通学区域内に居住しているとき。	5
11	土曜日勤務調整	保護者が月2日以上土曜日（午前8時から午後7時までの時間帯で5時間以上）の就労を常態とし、かつ土曜日育成をしている学童クラブを希望する場合	5
12	育成料滞納調整	育成料を3か月以上滞納しているとき（既に当該滞納に係る納付を開始しているものを除く。）。	-3

備考

- 1 調整指数は、各細目に該当するものが複数ある場合は、当該調整指数を合算して算出するものとする。
- 2 ひとり親家庭とは、墨田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年墨田区条例第33号）第2条第2項に規定するひとり親家庭をいう。
- 3 特別支援児童に係る利用の可否は、区長が別に定めるところにより設置する墨田区学童クラブ利用審査会において決定するものとする。
- 4 番号11について、保護者が複数いる場合は、保護者それぞれについて、要件を満たした場合に加点とする。

3 優先順位の判定方法

利用の承認は、基準指数と調整指数とを合算した指数が高い者から順に行うものとする。なお、当該合算した指数が同一である者が複数ある場合は、保護者の就労状況、帰宅時間及び育成料の納付状況の順に比較して、それぞれにおいて基準指数が高い者、次に帰宅時間（在職証明書の勤務終了時間に通勤時間を合わせたもの）が遅い者、次に調整指数12（育成料滞納調整）に該当しない者の順に優先順位を判定する。なお、帰宅時間が曜日によって違う場合は、平均とする。